

## 商品中古自動車に係る自動車税種別割の減額

中古自動車販売業者が所有する一定の商品中古自動車については、自動車税種別割が減額されます。

### ○減額の対象となる自動車の要件

令和4(2022)年4月1日現在、古物営業法の規定による古物営業の許可を受けている申請者が商品として所有し展示している自動車で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの。ただし、登録上の所有者名及び使用者名が申請者名と同一のものに限ります。

(注) 申請できない自動車=新規登録車(新車・中古車)及び軽自動車、私用車、社用車(社長車、車両運搬車等)、代車、試乗車、リース車、レンタカー、なども含み過去に否認された車両

### ○減額の対象となる申請者(販売業者)の要件

次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 令和3(2021)年度までの自動車税種別割について滞納がないこと(※)、及び申請者が令和4(2022)年4月1日現在、所有する全ての自動車(減額申請する自動車以外の自動車や令和4(2022)年4月1日以降他の者に売却した自動車も含む)の令和4(2022)年度自動車税種別割について、納期限(令和4(2022)年5月31日(火))までに年税額全額を納付していること。なお、納期限までに抹消登録を完了した自動車については、月割額全額を納付していること。

※地方税法附則第59条に基づく徴収猶予の特例を受けた年度を除く。

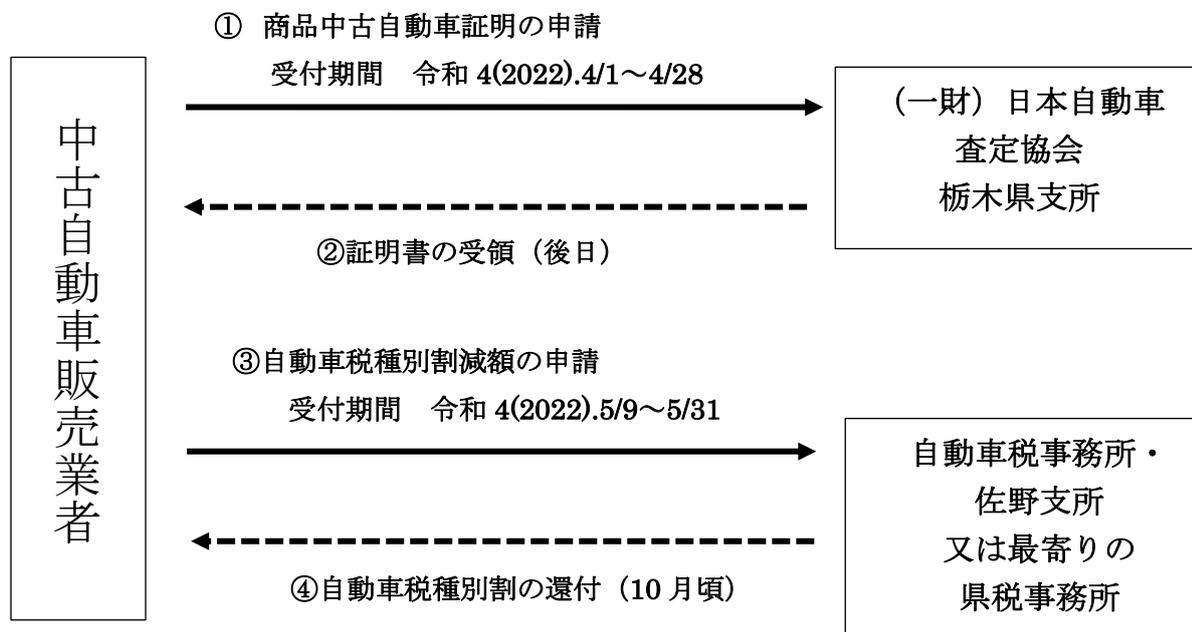
- (2) 地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法において準用する国税犯則取締法の規定により通告処分を受けた方は、それぞれ、刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又は、通告の旨を履行した日から3年を経過していること。

- (3) 地方税の滞納処分を受けた方は、当該滞納処分が解除になった日から2年を経過していること。

## ○減額額

年税額の12分の3に相当する額(令和4(2022)年10月頃の還付を予定)

## ○申請の流れ (①→②→③→④の順番で申請してください)



### 【注意事項】

(一財)日本自動車査定協会栃木県支所に対し、期間内(4/1~4/28)に申請を行わないと商品中古自動車証明書の交付を受けられません。交付された証明書の添付が無いと、当県へ自動車税の減額申請をすることができません。(一財)日本自動車査定協会栃木県支所へ郵送による申請の場合は、申請期間内必着となります。

また、当県への減額申請も同様に期間内(5/9~5/31)に行わないと受け付けできません。郵送による申請の場合は、申請期間までに消印のあるものが有効となります。

### 【古物商許可証について】

古物営業法の改正により、引き続き古物商を営む場合には、令和2(2020)年3月31日までに主たる営業所を管轄する警察署へ「主たる営業所等届出書」の提出が必要となりました。届出を行わなかった場合は許可が失効し、令和2(2020)年4月1日以降新たに古物商の許可申請をしなければ減額の申請ができません。

古物商許可証についてご不明な点は、警察本部又は警察署にお問い合わせください。

## 申請の手続き

### ○一般財団法人日本自動車査定協会栃木県支所での手続き

#### 【商品中古自動車証明の申請】

- ・ 申請期間 令和 4(2022)年 4 月 1 日(金)～4 月 28 日(木)  
土・日・祝日を除く 8 時 3 0 分～1 2 時、1 3 時～1 7 時まで
- ・ 申請場所 一般財団法人日本自動車査定協会栃木県支所  
栃木県宇都宮市今宮 2 丁目 4 - 6 栃木県自動車会館 2 階  
TEL 0 2 8 - 6 5 8 - 1 6 3 9

※期限後の申請は一切お受け付けいたしませんので十分ご注意ください。

・ 提出書類（※郵送等の送付申請可、様式は査定協会ホームページ (<http://www.jaai.or.jp/>)の栃木県支所をご確認ください。)

- (1) 申請申込書
- (2) 同意書
- (3) 古物商許可証の写し
- (4) 商品中古自動車証明申請書及び商品中古自動車証明書
- (5) 申請台数分の最新の自動車検査証写し
- (6) 改正古物営業法の全面施行に伴い、主たる営業所等の届け出がなされているか（許可が失効していないか）を確認できる書類

**※昨年度申請時に確認できる書類をご提出済み、または平成 30 年 10 月 24 以降に新規で古物商許可を受けた申請者様は不要です。**

- (7) 古物台帳・仕入台帳・在庫表等で仕入れ年月日・仕入れ先名・車名・登録番号・車体番号の記載があるものの写し（任意）

**※提出がない場合後日調査協力のため、問い合わせさせて頂くことがあります。**

- (8) 発行された証明書の送付を希望される方は、予め送付先（申請者宛）をご記入のうえ、信書扱いの追跡可能な「日本郵便株式会社のレターパックプラス（520 円）」等の用意

- ・ 証明手数料 1 台につき 5 5 0 円（消費税込）

・その他

○支所窓口で申請される方は、提出書類はすべて事前に用意し、ご記入のうえ念のため申請者の訂正印をお持ちください。

○**従来、支所窓口や栃木県自動車会館内で、提出書類をご記入頂くことは可能でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ご遠慮下さい。**

※商品中古自動車証明の申請について、必ず(一財)日本自動車査定協会栃木県支所ホームページ(<http://www.jaai.or.jp/>)をご確認ください。ご不明点がある場合はお問い合わせ下さい。(TEL 028-658-1639)

また、**査定協会に商品中古自動車証明の申請を行っただけでは、自動車税種別割の減額手続きは完了しておりません。**必ず期間内に自動車税事務所・佐野支所又は県税事務所へ、自動車税種別割の減額申請を行っていただきますようお願いいたします。

## ○栃木県自動車税事務所等での手続き

### 【自動車税種別割の減額申請】

- ・ 申請期間 令和4(2022)年5月9日(月)～5月31日(火)  
土・日・祝日を除く8時30分～12時、13時～17時まで
- ・ 申請場所 自動車税事務所、佐野支所又は最寄りの県税事務所の窓口

※期限後の申請は一切お受け付けいたしませんので十分ご注意ください。

#### ・ 提出書類

- (1) 自動車税種別割減額申請書 ← 様式は栃木県ホームページにあります
- (2) 商品中古車に係る自動車税種別割の減額申請明細書 ←
- (3) 商品中古自動車証明書 ← (一財)日本自動車査定協会栃木県支所が発行  
(一財)日本自動車査定協会栃木県支所  
所在地：栃木県宇都宮市今宮2丁目4-6  
TEL：028-658-1639  
※査定協会の証明申請受付期間...4月1日～4月28日
- (4) 古物商許可証の写し
- (5) 納税通知書等の写し（納付前でも可）※下記の注意を確認してください。

※1 減額申請する令和4(2022)年度の自動車の納税通知書の右半分をA4の用紙にコピー

※2 口座振替対象者は、「自動車税種別割納税通知書・口座振替通知書」をA4の用紙にコピーし、減額申請する自動車の情報に蛍光ペン等で目印をつける。

※3 一括納付制度利用者は、下記のいずれかとしてください。

- ① 紙ベース「納税通知書内訳書」をA4の用紙にコピーし、減額申請する自動車の情報に蛍光ペン等で目印をつける。
- ② 電子データ「納税通知書内訳書」中の減額申請する自動車情報セルに、着色等で目印をつけ、A4用紙に出力する。